

ウェーバーにおける国家理性の理念

雀部幸隆

目次

- 一 「国民の永続的な権力政治的利益」の追求
- 二 「国民的」と国民「主義的」との峻別
- 三 バランス・オブ・パワーの重視
- 四 「自然法的公理主義」批判
- 五 政治的機能主義

一 「国民の永続的な権力政治的利益」の追求

ウェーバーは一般に自己の拠つて立つ「究極の価値」ないし「究極の立場」を明かす」とを極度に嫌った人物である。とりわけかれから見て「『神聖』であるような事柄 (Dinge, die "heilig" sind) が問題となる場合」には、そうした信条の「告白」を一切拒否した（一九一八年一月一七日付のエーリヒ・トゥルムラー宛の手紙。GPS, 1.Aufl., S.475。『政治論集』六四八ページ）。その点は、かれの「青年時代の手紙」から晩年の著作や手紙、折に触れての発言にいたるまで、首尾一貫している（拙著『知と意味の位相——ウェーバー思想世界への序論』恒星社厚生閣、一九九三年、第六章第八節参照）。

だが、事柄が政治の問題となると、話はまったく違つてくる。政治の世界では、かれは自己の「究極の」立脚点ないし準拠視点を歯に衣を着せずに明確に表明することを義務と心得た。もちろん、その場合に「究極の」立脚点といふのは、やはり「相対的」に「究極の」ということになる。なぜなら、政治は「生」のどれほど重要でどれほど包括的な領域であるとしても、ウェーバーのいう「聖」なる領域にかかる事柄 (Dinge, die "heilig" sind) ではなく、たんなる「相対的」な世界の事象だからである。本稿で政治の世界における「究極の」立脚点ないし準拠視点という場合には、そうした限定を付けたうえでいうのだが、ウェーバーは、第一次大戦もだけなわの一九一六年一〇月二七日にミュンヘンで行なつた講演「ヨーロッパ列強の間のドイツ」の冒頭で、次のように述べた。

「わたしはいつも政治といふものを、もっぱら国民的観点から (nur unter dem nationalen Gesichtspunkte) 考えてきた。それは対外政策に関して言えるだけでなく、政治全般についても言える。」(MWG I/15, S.161. 『政治論集』一七七

ページ。訳文は邦訳に必ずしも従っていない。以下同じ)

それでは、その「国民的観点」とは何か。それはドイツ「国民」の「永続的な権力政治的利益」(die dauernde machtpolitische Interesse der Nation)の追求という観点である(MWG I/4, 2. Halbb., S.561. 回上五一ページ)。これは政治の世界において通常いうところの「国益」の追求という観点にほかならない。そして「国益」の追求は冷静かつ冷厳な考量を必要とするから——われわれの国語でも、かつては「國家百年の計を立てる」と言つたものである(もつとも、変動の激しい今日では、國家「十年」の計を立てるのも容易ではないが)——、ウェーバーはまたその「国民の永続的な権力政治的利益」のこととを「国家理性」(die Staatsrason)と翻い換えていた(ebd. 同上)。

つまり政治に対処するわざのウェーバーの(相対的に)「究極的な価値基準」(ebd.同上)は、「国益」であり、「国家理性」であった。

ところで、「国益」とか「国家理性」などという言い方をすると、いかにも古めかしいようにならえ、そればかりか、今日のわれわれ、とくにいわゆる「戦後民主主義」の教育を受けた日本人には、それだけですでに反撥を呼び起こすに十分かもしれない。従来の「戦後民主主義」の潮流の中では、「国家」とか「権力」とかはそれ 자체「悪」と見なされ、したがつて「国益」とか「国家理性」などといったことを言い出そそうものなら、その人間はそれだけで何かアグレッシブな「国家主義者」というレッテルを貼られかねないからである。

だが、かりに「国家」や「権力」がそれ 자체「悪」だとしても、もし「悪」ということを言うとすれば、そもそも「人間」そのものが「悪」なのであるから、これを如何せんである。キリスト教であろうと仏教であろうと、根底的な「人間」洞察に立脚する世界宗教は、すべて「人間」を「原罪」を背負つた者、根源的な「悪業」を負つたもの、つまり「悪」としてつかまえた。ウェーバーによれば「楽觀的」な人間觀に立つとされる基督教でさえ、『論

語』をひもどけば一目瞭然であるように、「仁」なるもの——汎く衆を愛すること——が如何に難いものであるかをよくわきまえていた。カントも人間の「根源悪」に言及しているし（前掲拙著第二章参照）、キリスト教以前のアリストテレスもまたそれに近い認識を示している。『政治学』の以下の文章はその好例である。

「……人間は完成された時には、動物のうちで最も善いものであるが、しかし法や裁判から孤立させられた時は、同じくまた凡てのもののうちでも最も悪いものである……。というのは、不正は武器を持てば最も危険なものであるからである。人間は思慮や徳に仕えるはずの武器を持って生まれてくるが、この武器は好んで反対の目的のために使用されることもありうるのである。それ故に人間はもし徳を失いていれば、最も不虔で最も野蛮で、また情事や食物にかけて最も悪しきものなのである。」（岩波書店版『アリストテレス全集』第一五巻八ページ）

キリスト教的な原罪観に立つ思想家、とくにルターやカルヴァンなどのプロテスタン系の思想家なら、人間がアリストテレス的な意味で「完成」の域に達することなど不可能なことだし、「思慮」や「徳」を十全に持つこともまた到底ありえないと喝破するだろうが（やはり前掲拙著第二章ならびにその付論参照）、それにしても、「徳」を欠けば人間は最悪の獣となり始末に負えぬ存在となるという冷厳な認識はアリストテレスには見られるのであって、だからこそ「法」と「正義」とを以て人間を裁き制御する、つまり「秩序」を与える国家が必要なのだ、とかれは言うのである。こうした認識に関するかぎり、ルターあれ、カルヴァンあれ、ホップスあれ、すべて軌を一にす。

つまり、「國家」や「國家権力」は「悪」かも知れないが、素材たる人間そのものが「根源的」に「悪」なのであって、その「根源悪」を多少とも制御し、多少とも「秩序」の溝条に引き入れるためにには、いうところの「悪」を以て「悪」を制する以外に手だてはないのである。これは何千年らいの——いや、もつと気の遠くなるほどの永い歳

月の——人間の経験である。それではなぜ人間はそのように「原罪」を負い「悪業」を背負つた存在なのであろうか。それは知ることができない。「根源」は覆われている。何でも合理的に解説できるわけではないのである。これがカントの——およそ「非合理主義」などという誹りからは縁遠いはずのあのカントの——「物自体」論の教えるところであった（前掲拙著第二章参照）。ウェーバーのベルリン大学における「政治学」の師であつたハインリヒ・フォン・トライチュケもその『政治学』の講義の中で述べている。「歴史の最大の謎はその始源と終局とにひそんでいる。」（Heinrich von Treitschke, Politik, Bd.1, 4. Aufl., Leipzig 1918, S.16.）

にもかかわらず、永い永い人間の経験からして、人間はみずからをそのように「根源的」に「悪」なるものとして捉える以外にはない。その経験にもとづく洞察がキリスト教や仏教などの世界宗教の中に結晶しているのである。カントは——ホップスでもロックでも、それからまた先引のトライチュケでも同様だが——こうしたキリスト教の教説を受け容れた。

それゆえ「國家」や「國家権力」というものは、それ自体「惡」であるうとなからうと、人間にとつて不可欠なものであり、人間存在の本質を構成する。人間は国家を離れて生息することができない。だからまたアリストテレスは人間を「政治的動物」と呼んだのであり、その延長上につぎの名言を吐いたのである。「[國家的な] 共同生活を必要としないもの、またはすでに全く自足していく共同生活を必要としないものは、……野獸であるか、そういうなら神である。」（前掲書同上）

だとすれば、「政治的動物」としての人間は、いたずらに「國家」や「國家権力」に反撥するのではなく、それらのものをかれらの「共同生活」の所与の条件と課題とに照らして如何に適合的に作り上げ改造するか、に意を尽くすほかはないだろう。

まさにそうした人間の営みに基準を与えようとして、アリストテレスは、古代ギリシア史一千年間の政治的経験を総括しながら、有名な国制論を展開したのであった（同上一〇五ページ以下）。

かれは、周知のように、国家の主権にあずかる者が一人であるか、複数だが少数であるか、さらには多数であるかに従つて、それぞれ「王制」（バシリヤ）、「貴族制」（アリストクラティヤ）、「国制」（ポリティヤ）の区別を設けた。この最後のものは他のすべての国制（ポリティヤ）と名称を同じくするが、これは古代ギリシアにおけるウェーバーのいわゆる「重装歩兵民主制」に対応する国制であり、重装歩兵たる多数の戦士階層が優勢を占め（「市民」＝「公民」資格は土地所有と武装自弁の能力とである）、かれらがその国政に参与する国制である。だからそれは「多数制」といつても良いだら（cf. E. Barker, *The Political Thought of Plato and Aristotle*, Dover Books, p.311）。

これらの国制はいずれも、それがおよそ「国民共通の利益」を追求するか（や否）――の点が重要である――、一般的な正義にかなつており、それがよえ「正しい国制」である。だから個々の政治体（アリストテレス時点ではもちろんポリス）がそのうちどれを選択するか――場合によつては混合政体もありうる。それどころか、ポリビュオスなどは「王制」「貴族制」「多数制」（これはアリストテレスの上記第三の範疇「国制」である）の混合形態（）こそが最善最安定の国制だとした（平凡社版『西洋思想大事典』第四巻三六三ページ）。こうした見解は、後世、カルヴァンなどにも踏襲されている。ただしカルヴァンの場合には、かれのジュネーヴの都市国家は共和制であつたから、理念的には「貴族制」と「多数制」（カルヴァンにおいては「市民政治」と称せられる）との混合政体がよしとされた（新教出版社版渡邊信夫訳カルヴァン『キリスト教綱要』第四巻二三九ページ）――は、所与の諸条件と各政治体の解決すべき課題の如何による（なお、）の点については、現代ドイツの国制史家エルンスト・ルドルフ・ワーバーの *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd.6, Kohlhammer 1981, S.28f. を参照のこと）。なお、のシリーズは以て DVfG と略称し、巻数は DVfG6 などと数字だけを

最後に付けることとする)。

だが、政権にあずかる者が己の（あるいは自分たちの）私利私欲の追求に走るなら、上記の国制はそれぞれ国制の正道を踏み外したものとなり、「王制」は「僭主制」（ティランニス）に、「貴族制」は「寡頭制」（オルガルキヤ）に、「国制」（多数制）は「民主制」（デモクラティヤ）に、転落する。

「僭主制」は「王」ないし「君主」の私的利益を追求するものであり、「寡頭制」は「貴族」や「富者」など少数者の私的利益を追求するものであり、「民主制」は「多数者」である「民衆」の多数の私的利益を追求するものである。この最後のものはいわゆる「オクロクラティヤ」（手元にあるウェブスターの New Twentieth Century Dictionary, 2.Ed. によれば、「衆愚政治」、「オクロス」 = crowd, mob の「クラティヤ」、すなわち government of the mob, mob rule）であつて、多数者の私的利益の追求は、どこまでいつてもルソーのいわゆる多数の「特殊意思」であり、それはどれだけ合算されても政治体の全体的利益、公益、國益、つまり「一般意思」にはならない。たとえば今日のわが国の「族議員」による「族政治」、利益還元＝利益誘導型政治、つまり「利益政治」は、まさに「多数者」の「特殊意思」を追求する「オクロクラティヤ」である。なお古代ギリシアのポリスにおける「利益政治」の実態に関しては、筑摩書房版ヤーコブ・ブルクハルト『ギリシア文化史』第一巻二九一ページ以下の行論に、その詳細がうかがえる。

この利益政治が、ジエラルド・カーチス『日本の政治をどう見るか』（N.H.Kブックス、一九九五年）のいうように、デモクラシーの必然的な構成要素の一つであると考えられなければならないとすれば（同一〇九ページ以下）、われわれもデモクラシー礼讃を以て能事終れりとするのではなく、アリストテレスいらいの古典的政治思想家たち——それから脱却する途とを真剣に追究せねばなるまい。

それはともかく、以上、縷々述べた所から明らかなように、「国民の永続的な権力政治的利益」、つまり「国益」の追求を第一義とし、そのための国策を冷徹賢明に追究する「国家理性」を重視するウエーバーは、「戦後民主派」的発想からすればいかにもあれ、「王制」であろうと「貴族制」であろうと「多数制」であろうと——多分それぞれの長所を結合した「混合政体」が一番望ましいのだろう。これは人類古来の知恵である。先まわりしていえば、ウエーバーもまたそれを目指そうとした。それがかれのいう「指導者民主制」である——、政治的共同体の全体の利益、公益、国益を追求する国制」)そ (E · R · フーザーのいう *ein dem Gemeinen Wohl dienender politischer Verband* である。A.a.O., S.29) 正しい国制であるという、アリストテレス以来の政治学の正統的観点を受け継いでいるのである。

ウエーバーは、のちに見るよう、自分にとつては国家形態や統治形態（これまでの文脈でいえば国制）の問題など実は技術的問題にしかすぎず、要は「国益」第一の観点から、その問題はドイツの所与の諸条件（歴史的地政学的諸条件）とドイツ国民の当面する内外の諸課題とに照らして解決されればそれで良いなどと述べているが、この観点なども、アリストテレスやポリビュオス、カルヴァンらの古典的な政治学的見地にならつたものである。

以上、「国益」とか「國家理性」などといえば引っかかる向きも多いことであるから、やむなく若干の注釈を試みた。本題に戻ろう。

さて、本稿冒頭に引いたウエーバーの発言は、若いときのフライブルク大学教授就任講演においてなされたものだが（「国民国家と経済政策」一八九五年）、この基本的見地は、「ドイツ将来の国家形態」（一九一九年初め）のつぎの一節が示すように、かれにおいて終生変わることがなかつた。「国民の利益と課題とは、われわれのあらゆる感情に一切 (turnmhoch) 優先する。同様にまたそれは、およそ政治形態の如何に関するあらゆる問題に一切 (turnmhoch) 優先する。」(MWG I/16.S.99. 同上四九五ページ以下)

しかも」の「国益」の追求が他の一切の考慮に優先するというかれの独特的強調の仕方も、フライブルク大学時代いろいろのものである。当時——のちになつてからも——、かれはドイツ国民の「政治的成熟」を喫緊の課題と見なし、そのために八方手をつくす必要を強調していたのだが、その関連で（国民諸階層ならびに諸政党の「政治的成熟」の度合に関して）かれはつぎのように述べていたからである。「われわれは、かれらが国民の永続的な経済的政治的権利害が他の一切の考慮に優先するという命題をどれほど心得ており、どうまでその命題を現実に実行に移せるかを問題にすることによって、かれらの政治的成熟の度合を測るのである。」(MWG I/4, 2.Halbb., S.565. 同上五五ページ)

ところでフライブルク大学時代のウェーバーは、のちに「古典的帝国主義の時代」と呼ばれるようになつた時代の人間にふさわしく、「ドイツの国旗が大洋の彼方のあちこちの海岸にはためく」——とが「国家理性」の命ずるところと見なしており (ebd., S.570. 同上五九ページ)、「この地上でどれだけの支配圏を確保して、それをわれわれの子孫に遺してやれるか」が「子孫にたいするわれわれの責務」だと考えていた (ebd., S.560. 同上五一ページ)。

その観点から、かれはまた一八九八年以降ティルピツ海軍提督の主導のもとに推進されるドイツの艦隊増強政策を積極的に支持した（一八九七年一二月の「アルゲマイネ・ツァイトウンク」紙の艦隊アンケートに答える）を見よ。Ebd., S.67ff. 同上六八ページ以下）。

ウェーバーがそうした艦隊増強政策を必要と考えたのは、海外市場の獲得をめぐる列強の角逐がいまや軍事力に物言わせた赤裸々な権力闘争の時代を迎えるにいたつた、とかれが判断した」とによる。

「市民的体制のもとに組織されたすべての文化諸国民は、それぞれ貿易拡張政策の追求にしのぎを削っているが、その結果、避けがたい諸国民間の争いは、一見平和な競争の外觀を呈する中間段階をへて、いまや確實にふたたび

つぎの時期を迎えるにいたつた。すなわち、各国民に帰属する地上の経済的支配圏の大きさを決定するにあたつて物を言うのは、したがつて各国民の住民諸階層、なかんづく労働者層の稼得の大きさを決めるにあたつて物を言うのは、もつぱらただ権力あるのみという、そういう時期である。この事実を見損ないうるような者は、ただの政治的音痴か、それとも度しがたい楽天家ぐらいいなものだろう。」(Ebd., S.671. 同上六八ページ。強調は原文。以下断りないかぎり同じ)

こうしたウエーバーの発言は、ヴォルフガング・モムゼンらしい、しばしば「帝国主義者」ウエーバーの面目躍如たるものとされる発言である(vgl. W.J.Mommesen, Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920, 2.Aufl., Tübingen 1974.邦訳未 来社版『マックス・ヴェーバーとドイツ政治 1890-1920』I・II)。

たしかにウエーバーの文章は、今日のわれわれの感覚からすればあまり穏やかな文章ではない。だが穏やかでないといえど、そもそもかれの生きた時代が穏やかではなかつたのである。かれの生きた時代は「古典的帝国主義の時代」であり、列強の「帝国主義的」対立が第一次大戦となつて破裂した時代であり、その結果かれの祖国が苦難の再出発をよきなくされた時代である。この戦争をはらむ「帝国主義」の時代にあつて、「国民の利益と課題」とを真剣に追求しようとする者が、二度の世界大戦とその後の様々な悲惨な局地戦争とを経験して、もはや「帝国主義的」利益の追求など可能でもなければ得策でもない時代に生きる人間と同じ言葉で語ることができないのは、当然である（だが、世界は今でも「博愛主義」に満ちているわけではない）。

列強の「帝国主義的」角逐のまつただなかにあつて、その一角を構成する国の人間が、自己一身の個人的信条ないし志向の表明をこととするのではなく、国民全体の運命に責任を負う立場ないし観点に立つて「国益」を追求しようとする場合、その仕方は「帝国主義的」対立の流儀にしたがうほかはないだろう。

この時代に「帝国主義者」でなかつた人間は、空論的平和主義者か空論的国際主義者、あるいは「ヒューマニステイック」な作家や評論家などの「非政治的人間」、そうでなければ「帝国主義戦争を内乱へ」と呼号したレーニンらのボリシェヴィキぐらいなものである。そのレーニンたちにしても、ウェーバー的観点からすればやはり「帝国主義者」であった。なぜなら、かれらは「世界革命」を標榜し、コミニテルンを結成して西欧諸国、とりわけドイツでプロレタリア革命を惹き起すために可能なことと可能でないこととの一切を試みたからだし、まだ自国で自分たちの課題の解決にまともに着手しもしないうちから、早くも他国の運命に口出ししようとする者は、絶対主義者だろうと自由主義者だろうと社会主義者だろうと、ウェーバーに言わせれば、すべて「帝国主義者」だからである（ロシア革命と講和）一九一七年五月。MWG I/15, S.294f. 雀部幸隆・小島定訳『M・ウェーバー ロシア革命論』名古屋大学出版会 一九九七年、一七九ページ。同趣旨の発言は一九一八年二月初めの「国内情勢と対外政治」にも見られる。Ebd. S.405. 『政治論集』五一五ページ）。なお、独ソ不可侵条約締結後のソ連が名実ともに「ソヴェト帝国主義」の様相を呈したことは、改めて指摘するまでもないだろう。

それゆえ、ヴォルフガング・モムゼンのようにウェーバーを「帝国主義者」呼ばわりするのは実際にはあまり意味がない。のみならず、それは、みずからは後世の安全圏——本当はそんなものはない——に身を置いた者の安易な道徳主義的裁断とさえいえよう（事実モムゼンは、前掲書の「日本語版へのまえがき」において、自分はナチズム前史を「批判的に審判する道徳的課題」に照らしてウェーバー研究と取り組んだと述べている。前掲邦訳I, iページ）。

ところでウェーバーは、右に見たように、フライブルク大学教授就任講演では、ドイツの国旗を非ヨーロッパ地域の各地に翻^{ほんほん}とひるがえらせ、地球上の一一定地域にドイツの「権力的支配圏」を確保することがドイツ国民国家の「子孫」にたいする責務だなどと、今日のわれわれからすれば物騒な物言いをしたけれども、別稿で詳述するよ

うに、その後のかれの具体的な対外政策論や第一次大戦期の戦争政策論を仔細に検討すると、かれがいわゆる「帝国主義者」とはむしろ正反対の志向の持ち主だったことが直ちに判明する。

かれには「市民的」資本主義の観点からする「帝国主義」批判があるし（『経済と社会』第五版第八章第四節ならびに「ドイツにおける選挙法と民主主義」）、第一次大戦中には、かれは民衆の物取り主義をも含めて「帝国主義的」戦争目的を断固として拒否した（拙稿「第一次大戦とウェーバー」）〔、本誌第一一二号、一九八六年六月、四〇一ページ以下〕。

たとえば一九一五年一二月二五日付のハインリヒ・ジーモン宛の手紙にはつぎのように述べられている。「なによりも肝心なことは、わが国民の間に広がっている色んな『期待』と『欲気』とを押え込むことです。」（GPS, 1.Aufl., S.460. 『政治論集』六一九ページ）

この大戦中に燃え上がった「大衆」の「物取り主義」の体験にも裏づけられて、ウェーバーは『経済と社会』（第五版）の第八章第四節につぎのよう書く。「小ブルジョア層やプロレタリア階層の平和愛好心は、経験上、思いのほか持つてゐることが多いが、その理由は、……一つには、あらゆる未組織『大衆』がいちじるしく感情に動かされやすいことによるものであり、一つには、戦争によつて何か思いも寄らないチャンスが訪れるかも知れないという漠たる期待がかれらの間にきさす」とによるものであり、また一つには、他の利害関係者たちとはちがつて、『大衆』が自分たちにはあまり賭けるものがないと考えやすい、という事情によるものである。」（WuG, 5.Aufl., S.527. 浜島朗訳『権力と支配』みすず書房、一九六五年、二〇六ページ以下）

そして最後に敗戦後には、ウェーバーは、もはやドイツが「帝国主義の夢をきつぱり捨て」、「徹底的な非軍事化」を遂行して、軍隊制度に関しても、「国際協定にもとづき純粹に防衛だけにたずさわる市民軍制度」へ移行するよう提言した（「ドイツ将来の国家形態」 MWG I/16.S.110f. 『政治論集』五〇三ページ）。

こうした諸点を勘案すると、かれの同時代人であるオットー・ヒンツェが一九二八年にウェーバーを回顧して書いた「マックス・ウェーバー」の中のつぎの一節は、ウェーバー政治論の全体的特徴を正しく言い当てたものとして、一読に値する。

「ウェーバーの政治的見解と志向との中心にあつたものは、かれが好んで『国家理性』という古風な言い方で特徴づけたところのものであった。つまり、国民的な権力政治がそれである。それは威信要求や併合願望とは何のかかわりをも持つものでなく、ドイツ民族の偉大さと特質とを守り、とりわけまた労働者大衆に働き甲斐のある労働機会を保障してやることを目的とするものであった。かれは、まさにそうした国民的な権力政治の感覚を有しているかいなか、またそれをどの程度有しているかこそが、政党の政治的成熟度を測るパロメーターになると考へていた。」
(Otto Hintze, *Soziologie und Geschichte, Gesammelte Abhandlungen zur Soziologie, Politik und Theorie der Geschichte*, Bd.2, 3. Aufl., Göttingen 1982, S.151.)

この文章は本節で筆者の述べたことを要約してくれてゐる。一言付け加えておくと、「国家理性」という「古風な言い方」は見直されて然るべきだろう。というのも、ヒンツェがこの文章をしたためたワイマル時代（とくにその末期）のドイツと現在のわが国とは、事情こそちがえ、この「国家理性」の欠如に悩んだからだし、悩んでいるからである。

ワイマル共和国の政党政治家たちは、ウェーバーの危惧し、憂慮したとおり、その大多数が、「国家理性」の見地を最優先させ、それを断固として、また賢明に貫くすべを心得ていなかつたがために——すくなくともそれが大きな主体的要因の一つとなつて——、国民の既成政党不信、民主共和国不信を招き、ヒトラーとナチスとに乗ずる隙を与えたのであった。

こうした問題情況の一端はハインツ・ヘーネのつぎの記述からもうかがえる。

「[ワイマル時代には——引用者] どの政党も、純然たる利益代表であつて、各党首脳にとつて問題となるのは支持母体の利害に關係したことだけである。彼らが入閣したとしても、もし内閣の不人気な政策のために支持母体から不評を買ひそうになつたら、支持者たちをいらだたせる前に、さっさと閣外へ飛び出すという具合である。政党にとつて政権に加わつて与党となることは、追求に値するほどの目標ではなかつた。与党となるのは往々にして、党の利益が危機にさらされ、ライバル党から攻撃を受けた時の自衛手段でしかなかつた。例えば社会民主党は、プロレタリア階級の利益を守るために、与党と野党のどちらになるのが有利かについて、ついぞ統一的見解をもてなかつた。・・・社会民主党が与党になつたのは、党にとつて最悪の事態になりそなうな回避するため、たまたま『消極的な与党』といふ選択をしたのに過ぎない。ワイマル共和国には、いかなる時にも眞の与党は存在せず、存在していたのは野党だけである。」(ハインツ・ヘーネ『ヒトラー 独裁への道——ワイマル共和国崩壊まで』朝日選書、五十嵐智友訳、一九九二年、四八ページ)

つまり「ワイマル民主主義」は、アリストテレスのいう「民主制」、古代ギリシア人のいわゆる「オクロクラティヤ」に墮す「民主主義」一般のディレンマに深く絡め取られていた、ということになる。

「神はその滅ぼさんと欲する者を先ず狂わす。」これはウエーバーが第一次大戦中にアメリカの対独参戦を誘発するきっかけとなつたドイツ軍部の「潜水艦作戦の強化」にさしてフリートリヒ・ナウマンに宛てて書いた手紙の一節である(一九一六年一月七日付。GPS, I, Aufl., S.460。『政治論集』六三一ページ。なおウエーバーは、同年三月に執筆した「潜水艦作戦の強化」の中で、この時期になつて「初めてわたしは祖国の将来に関して本氣になつて不安をいだくようになった」と述べている。MWG I/15. S.122. 同上一七二一ページ)。この言葉は、さらに強められた意味で、ワイマル期の政党政治家や

軍人、官僚、そしてさらには一般国民にも、当てはまるだろう。

他方、現在のわが国では、政治といわず、経済といわず、社会といわず、国民の精神生活といわず、国民生活のあらゆる領域における国際的国内的な（広狭両義の）危機管理機能の欠如が露呈されているが、私見によれば、その重要な一因は、疑いもなく、戦後のわれわれ日本人がアメリカの核の傘の下で「一国平和主義」の夢を追い、「高度経済成長」や「バブル経済」に酔うなかで、「国家理性」という政治の要諦を没却してしまったからである。危機は何もファシズムのようなド拉斯ティックな形をとつて訪れるとは限らない。それは、国民の総「平和ぼけ」・総「欲ばけ」・総「ノーテンキ化」現象が、あたかも全身に毒が回るよう、病膏肓に入るとという形をとつてもやってくるのである。

二 「国民的」と国民「主義的」との峻別

だが、ウェーバーの具体的な対外政策論やワイマル共和国の政体（とりわけその大統領制）とのかかわりの問題は、また稿を改めて論じなければならない。ここではさしあたり、ウェーバーの政治への基礎視点を考えるうえで従来あまり問題にされてはこなかつた重要な論点に、読者の注意を促すこととしよう。

それは、ウェーバーが政治的には「国民的」（ナショナル）観点に立つことをみずから公言し、「国民的権力政治」を追求したことは前述のとおりだが、それでは果たしてかれは「国民主義者」（ナショナリスト）であったか、すくなくともその自己理解において、かれはみずからを「国民主義者」（ナショナリスト）と考えていたかという問題で

ある。

論

なにを愚かな、ウェーバーがナショナリスト、それも熱烈なナショナリストだったことは周知のことだ、と言わ
れるかも知れない。

しかしナショナリズムというのは、それが近代において初めて大衆的な形を取つて姿を現したフランス革命いい、要注意品である。それはウェーバーが目指したような冷静冷厳な「国家理性」の立場と相容れるか。

そうした疑問をいだいてウェーバーの著作をよく読んでみると、実はウェーバー（すくなくとも成熟期のウェーバー）が「国民的」と「国民主義的」とを明確に区別していることに気づくのである（ただしかれの若いときのフライブルク大学教授就任講演では、「われわれ経済的な国民主義者」という表現が見られる。MWG I/4, 2.Halbb., S.565.『政治論集』五五ページ）。

典拠は一九一七年五月の「ロシア革命と講和」である。かれはそこでつぎのように述べている。「最後に、チヘイゼその他の並行政府の指導者たちがなるほど主觀的には善意の持ち主であり、尊敬に値することは疑いを容れないところである。だが、かれらは『インテリ』である。そして、これまでのわれわれの長年の経験からすると、ロシアのインテリは、どの党派に属していようと、国家権力の一端にあずかつたら最後、『民族的』「ナツイオナール」になるばかりか——これはどんな国のどんな急進党派にも見られることである——、民族主義的、「ナツイオナリスティツシユ」になり、帝国主義的「インペリアリスティツシユ」になる。そのとる形態は様々だが、ことの本質は変わらない。」(MWG I/10, S.294. 前掲邦訳『ロシア革命論』I、一七八ページ。なお同趣旨の発言は一九一七年四月一二日付のフリー・トリビ・ナウマン宛の手紙にも見られる。GPS, I.Aufl., S.469.『政治論集』六四一ページ)

「」にいう「並行政府」とは、いわゆる一月革命後のロシアの一重権力情況のもとで、正規の政府である「臨時

「政府」と並んで、首都の権力を事実上半ば掌握した「ペトログラード・ソヴェート」を指す。チヘイゼは当時その議長であった。だが、こうした史実そのものはいま関係がない。またチヘイゼらにたいするウェーバーの評価の当否も「」では問題外である。

要はここでウェーバーが「ナツィオナール」(national)と「ナツィオナリスティッショ」(nationalistisch)と「インペリアリストイッシュ」(imperialistisch)とを区別してゐる。そして文脈からして後二者がネガティブなニュアンスで語られてゐるとは明白だらう。

「インペリアリストイッシュ」がネガティブな評語であることは言うまでもないが、「ナツィオナリスティッショ」なる語もまた「」では不ガテイヴな価値評価を込めて語られている。そうでなければウェーバーは、わざわざ nationalistisch の第二音節の *istisch*——これは日本語ではまさに「主義的」に当たる——をイタリック体にはしなかつただらう。

これはウェーバーが、自分は自他ともに認める「ナツィオナール」な観点の持ち主だが、「インペリアリスト」でないことはむろんの」と、「ナツィオナリスト」でもない、「ナツィオナール」(「国民的」)である」とと「ナツィオナリストイッシュ」(「国民主義的」)である」とは明確に区別されるべきだ、と言おうとしているものにはかならない。

なお、右の「ロシア革命と講和」では、筆者は「ナツィオナール」と「ナツィオナリスティッショ」とにそれぞれ「民族的」と「民族主義的」との訳語を当てたが、これはこの文章の前後関係からそうしたまでの」とであり、「国民的」と「国民主義的」と訳しても一向に差し支えない。本稿の文脈では後者の訳語を採用したが、それは、ウェーバーが自分は「」も national な観点から政治を見てきたという場合——かれの議論はそこから始まった——その

national を「民族的」と訳すよりも「国民的」と訳すほうが、内容からいつても日本語の語感からいつても、この場合にはよりふさわしいと考えられるからであり、そうすると、釣り合いからいつても、*nationalistisch* には「国民主義的」という訳語を当てるのが、言葉の自然な流れとなるからである。

だが、こうした修辞の問題にこだわることなく、事柄をもつと即物的に考えると、やはりこの場合にも *nationalistisch* には「民族主義的」という訳語を当てたほうが適當なのかも知れない。というのは、「民族主義的」という日本語は「国民主義的」という日本語よりも——奇妙な言い方だが——より中立的なニュアンスを持つているからである。というよりも、すくなくとも「民族主義的」は「国民主義的」にくらべ、肯定的、否定的両様のニュアンスで用いられることができる。日本語の語感からして、われわれは肯定的な意味を込めて「民族主義的」と言うこともできるし——たとえば一九五〇年代前半の「バンドン精神」盛んなりし頃の日本の「左翼」系ないし「進歩派」系の論壇では、しばしばそうであった——、否定的な意味を込めて、だから冷たく突き放す態度で、すくなくとも距離を置いて、「民族主義的」ということもできる。だが、われわれが「国民主義的」と言う場合には大抵は論者の側で肯定的なニュアンスを込めてそう呼ぶのが普通であり、*nationalistisch* なものを見き放して表現しようとする場合には、われわれは「国民主義的」という日本語を使わないのが通例である。その意味で「民族主義的」は「中立的」だが、「国民主義的」は「中立的」でない。後者の含意はポジティイヴな方向に偏っている。だから、ウエーバーが *nationalistisch* を *national* から区別し、しかも前者に否定的な含意をもたせて、その言葉を使っている場合に、日本語の語感としては、「国民主義的」の訳語は実は使いにくいのである。

だが、原文や *national* と *nationalistisch* とが並べられたときに、翻訳としては「国民的」と「民族主義的」とするのではなくバランスで、せしあたって背後にある事情を知る由もない一般読者の脳裡にも收まりが悪いので、「国民的」

と「国民主義的」と対向にする以外にはない（それとも「民族的」と「民族主義的」とするかである）のだが、しかし右の難点は残るから、(1)では「翻訳」という独特的の制約もな(1)とあるから、原語の日本語への字義どおりの置き換えという意味での忠実さは犠牲にすることになるが、*nationalistisch*を国民「主義的」とでも言い表せばよいだろう。それなら「国民主義的」に付着する肯定的な日本語のニュアンスは消され、*nationalistisch*というウェーバーの原語に込められている否定的なニュアンスを一層間違なく伝えることができるだろう。それゆえ、以下においては*national*～*nationalistisch*～を「国民的」と国民「主義的」と言ふ表すことにする。

それでは、なぜウェーバーは*national*～*nationalistisch*とを区別し、後者に否定的な含意を持たせたのであろうか。遺憾ながらウェーバーはその点に関して直接立ち入った説明を加えていない。しかし、その理由は、一般にウェーバーという人が「主義」や「イデオロギー」にこだわることを拒否した人物であることを考え併せると、理解できぬわけではない。この点についてもかれのロシア革命論の一文は示唆を与えてくれる。ただし、そのロシア革命論というのは一九一七年のそれではなく、一九〇五年のそれである。

かれは、一九〇六年二月『社会科学および社会政策雑誌』第一二一卷第一号に発表した「ロシアにおける市民的主主義の状態について」で、(1)のように述べてゐる。「およそ急進主義にかぎらず、主義主張にこだわるあらゆる政治家につきものの愚行は『好機を逸する』しか能がない」とだ、とはよく言われる」とある〔ビスマルクの言葉——引用者〕。これは確かに当たつてゐる。(15々) (MWG 1/10, S.263. 邦訳前掲『ロシア革命論』I, 一二一八ページ)

(1)のあとドイツの自由主義派がいわゆる「新時代」(一八五八—六一年)の時期のプロイセンにおいても「新航路政策」時代(一八九〇—一九四年)のドイツ帝国においても、(1)よりもも主張にこだわるあまり、いかに「好機を逸した」かが例証され、(1)、それでは一九〇五年のロシアの自由主義派の場合はどうかとの考察が続くのだが、(1)

こでもそうした史実そのものよりも、ウェーバーが政治の世界において「主義主張にこだわる」ととの愚を戒めたビスマルクの警句に賛意を表している点に留意してもらえばそれでよい。

「主義主張」にこだわる者は政治の世界において「好機を逸する」という「宿命的な愚行」を犯す。のみならず「主義」へのこだわり、とりわけ「ナショナリズム」という、大衆の熱狂を不可避的に誘発し、しばしばかれらの物取り主義と威信感情とを鼓吹する、「主義」へのこだわり、あるいは惑満は、その時々の「国民の利益と課題」とが何であり、またそれを如何にして実現し解決するかに関する冷静かつ冷厳な認識、つまり「国家理性」を疊らせる。それゆえ人は「国民」の一員として当然「国民的」観点に立つべきだが、国民「主義的」である必要はないし、またそうあるべきでもない。国民「主義的」であることは実は往々にして「国民的」であることを妨げるのである。わたしは「ナショナル」ではあるが「ナショナリスト」ではない。これがウェーバーの考え方の筋道であつたように思われる。

ところで、この「ナショナリズム」と「国家理性」との関係をめぐる問題を考えるにさいして示唆に富むのが、ゲルハルト・リツター（一八八八—一九六七年）の見解である。リツターは二度の世界大戦を経験し、二度にわたるドイツの破局と悲劇とを体験して近代ドイツの運命と「国家理性」の問題とに深い考察をめぐらした歴史家で、第二次大戦中にはドイツ国防軍将校や政府高官を中心としたグループの反ヒトラー抵抗運動とかかわり、一九四四年七月の同グループによるヒトラー暗殺未遂事件にも連座して投獄された人物である。そのかれが「ドイツ問題——過去と現在におけるドイツ国家生活の根本問題」（初版一九六二年）の中でナショナリズムについて以下のように述べているが、これは「国民的」と国民「主義的」とを区別するウェーバーの觀点といみじくも符節を合するものである。

「ナショナリズムとは、一面的に尖鋭化し、尊大なまでに自意識過剰となつた政治的な国民意識である。こうした

精神態度が大量現象として出現したのは、大衆を政治の世界に引き入れたフランス大革命いろいろのことである。」

「われわれの見るところでは、ナショナリズムは、いついかなる場合にも、決して平静で落ち着いた国民意識の表現ではない。それは、苛立ち、あたかも何ものかに追い立てられたかのように不安に駆られ、激昂した国民意識の表現である。ナショナリズムが国民の間で露骨な高揚を見せるとき、大抵はその国民意識の深層に何らかの言い知れぬ不安が潜んでいる、と見て差し支えないだろう。ナショナリズムの長期的持続は国民意識が病んで危険な状態にあることの証拠である。それは国民精神の慢性的な痙攣状態であつて、やがてその国民の存立を危うくするものとなる。ナショナリズムの一時的な高揚は、たしかに国民の健全な生存意思の現われと見なすことでもようが、しかしその場合にも、ナショナリズムが平和を危殆に陥れる様々な反作用を誘発する」とが、忘れられてはならない。なかんづくそれは、あまりにも容易に健全で冷静な国家理性 (*die gesunde, nüchterne Staatsvernunft*) を疊ぐセドンのうのである。」（Gerhard Ritter, *Das deutsche Problem. Grundfragen deutschen Staatslebens, gestern und heute*, 2. neu durcharbeitete und erweiterte Aufl., München 1966, S.55f.）

「国民的」と国民「主義的」とを区別するウェーバーやゲルハルト・リッターのいうした見解は、かれらの同時代人でもあつたフリートリヒ・マイネックにも見られる。かれもまたドイツの第一次大戦敗北の諸原因を考察した「旧新ドイツにおける国民的觀念」（一九一九年二月）の中で特にドイツの対英戦争を抜き差しならぬものとさせた対英「建艦競争」に触れ、健全で生き生きとした「国民的」理念と威信問題にこだわる「ナショナリズム」とを区別し、政治の世界では威信「感情」 (*die Empfindung*) ではなく「端的な国家理性」 (*die nackte Staatsraison*) が勝ちを占めなくてはならぬ、と述べているからである。「われわれは、権力問題においては、感情ではなく、むしろ端的な国家理性が事を決するものでなくてはならぬ」ということを忘却していた。そしてその国家理性は、ドイツの一時的な

威信喪失という代価を払つてでも、イギリスとの戦争を回避する」とを命じていたのである。」(Friedrich Meinecke Werke, Bd.9, Stuttgart 1979, S.614. Auch vgl. S.616.)

なお、最近、ヴォルフガング・シュルフターもまた、現在ドイツで刊行中の『マックス・ウェーバー全集』第一部第一七巻(『職業としての学問』および『職業としての政治』収録)への編者序文の冒頭で、典拠の指示を欠くとはいえ、ウェーバーが「ナショナル」ではあつたが「ナショナリスト」ではなかつた、おしゃふわんや「ショーヴィニスト」(chauvinist) ではなかつた、と指摘している(MWG I/17, Herausgebers Einleitung, S.1, Ann.2)。

二 バランス・オブ・パワーの重視

「国家理性」の冷静な考量は、対外政策の領域では、当然、列強間の力関係のバランスを重視する観点を要請する。これは政治を道徳主義的ないしヒューマニスティックに捉える見方からすると——ウェーバーはそうした見方を拒否する——「つまづきの石」となる観点だが、ウェーバーは、以下に見るよう、「古典的帝国主義の時代」にあって、ドイツが列強の海外進出(当時の言い方では「世界政策」)の規模と質とに見合う適切でバランスの取れた海外進出=「世界政策」を機会を失すことなく大胆に展開すること、それが、ドイツの「経済的政治的権力政治的利害」の観点からして重要なことはもとよりのこと、ヨーロッパのバランス・オブ・パワーの観点からしても、列強の破局的対立を回避するためには、むしろ必要なことと考えていた。

ウェーバーの見解では、どの国にもそれぞれその国に与えられた歴史的運命というものがある。たとえばドイツ

は、「世界政策」の領域で、スイスやベルギー、オランダなどと同一の「行き方をする」とはできない。「七〇〇〇万の国民」（ドイツ）と「七〇〇万の国民」（スイス）とでは、歴史によって与えられた運命が違う、それゆえ歴史において果たすべき役割もまたおのずから異にせざるをえないからである（「ヨーロッパ列強の間のドイツ」一九一六年一〇月。MWG I/15, S.194. 『政治論集』二一〇一ページ）。

もちろん、だからといって「七〇〇万の国民」が「七〇〇万の国民」なるがゆえに「七〇〇〇万の国民」とくらべて「価値」が低いとか、歴史の法廷でそれだけ『重要』でないと評価されるというのでは決してなく、「七〇〇万の国民」はまさに「七〇〇万の国民」なればこそ、「七〇〇〇万の国民」の「果たしえない義務を負い」、「後者のそれとは違った文化的課題を有している」のだが、しかし「七〇〇〇万の国民」は、好むと好まざるとにかかわらず、外に向かっても内に向かっても、みずからを「権力国家」（die Machtstaat）として組織せざるをえない（二二〇の律法のあいだ」一九一六年一月。Ebd., S.95. 同上一六一ページ）。やむないと、他の列強がその強国たることを運命づけられた国を放置しておいてはくれないのである。

そのいい例がオーストリア＝ハンガリー帝国だと、ウェーバーは言う。「オーストリアはあらゆる大国の中でも最も膨脹欲のない国であった。だからこそ——容易に見過されるとだが——この国は最も危険な国だったのである。」（Ebd., S.96. 同上一六三ページ）

大体、ヨーロッパのど真ん中に位置する大国民が、われわれは膨脹欲など野心のひとかけらもない国民だなどと、内外に請け合つてみたところで、そんなことなどが国際社会の中で通用するわけがない。そもそもかれらの存在、自体が他の列強にとっては邪魔なのだからである（「ヨーロッパ列強の間のドイツ」 ebd., S.163. 同上一七八ページ）。それなら、おたくは民族構成も複雑なことですから、いつそのこと解体なさつてはいかがですかと云う」と云ふと、この国は勢力

拡大に余念のない列強の食欲をそそり立て、また、然るべき大国の後ろだてを得た野心的で好戦的な小民族——昔は栄光ある大民族だったとかれらは主張するだろう——に乗ずる隙を与えるのが落ちである。だからオーストリアは、その国自身にとつてはむろんのこと、ドイツのような同盟国にとつても剣呑な國なのだ、とウエーバーは言うのである（だからまたヒトラーのような異常に権力本能の発達したデクラッセは、早々と母国オーストリアに見切れをつけ、ミュンヘンに紛れ込んだのである）。

ウエーバーによれば、ドイツが第一次大戦を戦わざるをえなかつたのは、なによりもまずこのオーストリア＝ハンガリー帝国の崩壊を食い止め、その累がドイツに及ぶのを阻止するためであつた。「わが国は、オーストリアの崩壊をその最後の瞬間で食い止めるか、さもなければ崩壊するにまかせて数年後にはわれわれ自身もむざむざやられてしまふか、このどちらかを選択するしかなかつたのである。」（「二つの律法のあいだ」*Ebd.*, S.96f. 同上一六三ページ）

こういう次第であるから、ウエーバーに言わせると、歴史的に強国の地位を与えられた国、もしくは強国に成り上がつた国は、列強の「世界政策」の時代には、その実力に見合ひ、国際関係の許容する範囲内において、みずからもまた時機を失することなく「世界政策」を大胆かつ細心に推し進める」とが、当国にとつてはむろんのこと、世界の安定のためには、いや、すくなくとも世界の不安定要因を慎重に除去するためには、むしろ得策なのである。ところがウエーバーの見るところでは、ドイツ第二帝国は、その成立いらい、その点で重大な失策を犯してきた。ビスマルクが時機を捉えた海外進出に興味を示さなかつたばかりか、普仏戦争に敗れアルザス・ロレーヌをドイツに取られたフランスの対独復讐心をそらせたい一心で、フランスの関心を植民地獲得の方向に向かわせることに専念し、ドイツが列強の海外市場獲得競争の埒外にあることを却つてよしとしたからである。

「一八七〇年以降、ビスマルクがわが国の命運にかかわることとして是非とも計算に入れておかなくてはならない

と考えたことは、フランス人の復讐心であった。…ビスマルクは当時他の方法がないままにフランスの孤立化政策を採り始めていたのだが、かれ自身、その政策をいつまでも続けることは不可能と考えていたにちがいない。同時にかれは、フランス人を植民地獲得に向かわせるという周知の試みをやつたが、それは、我が国がこの方面におけるフランス人の行動を一心なく誠実に支援してやるなら、やがてついにかれらもヨーロッパ大陸におけるドイツとの対立を忘れてくれるだろう、との思惑があつたからである。」〔ビスマルクの外交政策と現代〕一九一五年二月。Ebd., S.77. 同上一三一ページ）

だがこの政策は、とウエーバーはつづけている、「大陸政策としては完全に理解できるものだが、しかし世界政策としては若干の由々しい結果をもたらさないわけにはいかなかつた」。というのも、フランスをはじめヨーロッパ諸国は、この大陸へのドイツの对外政策の自「」限定というビスマルクのやり口に慣れてしまい、それを奇貨として、「勢力圏分割の問題で、わが国の存在を無造作に無視する」举に出たからである。（ebd. 同上）。

もちろんドイツは、ビスマルク退陣後、「世界政策」の分野における自國の著しい立ち後れに気づき、「大騒ぎをして後れを取り戻すのにやつきとなつた」が、それは「世界中の不信を呼び起さないわけにはいかなかつた」（ebd., S.76. 同上一〇三ページ）。他の列強にしてみれば、もともと遠い海の彼方の問題は、ビスマルクいらいでドイツには無関係なことだったはずで、それをいまさらそんなことに口出ししようたつて、そうは問屋がおろさんぞ、といふわけである（ebd., S.78. 同上一三一ページ）。

かくして、とウエーバーは言うのだが、「ギブ・アンド・テイク」という冷静な立場は排除されてしまった（ebd., S.77f. 同上。強調は引用者）。

以上、要するに、ウエーバーは、强国としての運命を与えられた国が、「世界政策」の時代にはその時代にふさわ

しかし——「世界政策」の時代が去れば話はまた違つてくる。これはウェーバーからすれば当然のことである——、みずからもまた時機を失う」となく果敢に、だが「目測」(Augenmaß) をあやまつことなく（『職業としての政治』終結部分参照）、「世界政策」に打つて出ることがいかに大切か、と言いたいわけである。

しかもかれの見るところでは、ドイツにそのチャンスがなかつたわけではない。

ビスマルク政治の最盛期である一八七〇年代には、植民地帝国としてのイギリスの地位はもはや動かしがたいにせよ、「フランスの海外進出はなお微々たるもの」であり、その海軍力もさほどの規模に達しておらず、この時期なら、ドイツも、フランスに伍して、フランス並に海軍力を増強し、植民地獲得競争に乗り出せたはずだからである（ebd., S.76. 同上一一〇ページ）。

「いざれにせよ」——とウェーバーは最後に締めくくつている——「ドイツがもつと早く、もつと強力に植民地政策を進めていたなら、ドイツと他の列強間の『ギブ・アンド・テイク』の冷靜な立場」の成立はもつと容易になり、その結果、「おそらくフランスとの戦争の危険はむしろ増大しなかつただろう。」（Ebd., S.78. 同上一一三ページ。強調は引用者）

このウェーバーの事実判断が当時の国際情況に照らしてどのように評価されるものであるにせよ、そのコンセプトないし着眼は、政治を道德王義的にではなく「可能なものの現実的追求」として捉えようとする者にとっては（『職業としての政治』末尾を参照）、一考に値しよう。

なお、ここでウェーバーの重視したバランス・オブ・パワーの観点が国際秩序の安定のためにはいかに重要なものかを、ドイツ現代史の史実に照らして確認しておくのも、無駄ではないだろう。

人がワイマル共和国史を繙いて異様に思うことがあるが、その中でも最大のものの一つは、この共和国

が当初から各種の私兵集団ないし準軍事組織の跳梁を許したという事実だろう。ナチスの「突撃隊」(Sturmabteilungen, SA) 然り、国家国民党 (Deutsch-nationale Volkspartei) 系の「鉄兜団」(Stahlhelm) やその他の右翼系の準軍事組織然り、社会民主党系の「国旗団」(Reichsbanner "Schwarz-Rot-Gold") や「鋼鉄戦線」(Eiserner Front)、なかんづく「防衛隊」(Schutzformation, Schufo) 然り、共産党の「赤色戦線戦闘者同盟」(Roter Frontkämpferbund) (以下「赤色戦線」と略称) 然り、である (だが、この事実の異様さを明確にそれとして指摘するドイツ現代史家が、ハーゲン・シュルツェらの少数の例外を除いて極めて少ないので——わが国にいたっては皆無である——、それ自体異様なことといわねばならない)。

つまり、ワイマル共和国はその当初から、「正統な物理的暴力行使の実効的独占」を欠くべくによって、ウェーバー的観点からは、そもそも近代「國家」の体をなしてはいなかつたのである (『職業としての政治』冒頭を参照)。

それでは、なぜこうした異常な事態になつたかというと、それは——いま、ドイツの第一次大戦敗北、「革命」の結果としての帝国軍隊の解体、共和国軍隊の創設をめぐる複雑で問題の多いプロセスを一切度外視していえば——結局、ヴエルサイユ条約によつて、新生のワイマル共和国が「国防軍」(Reichswehr) の兵力を一〇万人に抑えられたからである (vgl. E.R.Huber, DVIG6, S.57ff.)。

だが、周知のようにワイマル共和国は、成立の当初から、とりわけ東部国境地域におけるポーランドとの紛争をかかえ、国内的にもスバルタクス蜂起やカッブ・プツチュを始めとする左右の一揆に脅かされてきた。この共和国の内外の敵に対処するため、ドイツ国防軍はその兵力不足を「義勇軍」(Freikorps) その他の住民の自発的戦闘集団によつて補おうとしたのだが、これは国家的秩序維持の観点からはきわめて危険なやり方であった。

もちろん共和国が少し安定してくると、戦勝国側の圧力もあって、「義勇軍」その他の住民の武闘組織は解散させ

られるが、しかし、正業に就くことのできない、またその気のない「義勇軍」等の「兵士」たちは、結局、ナチスの「突撃隊」や右翼系の「鉄兜団」に流れて行き、共産党もまた「赤色戦線」にそうした無頼の徒をリクルートして、とくに一九二〇年から一三年にかけて、ルールやザクセンで一揆を多発させる。

そのうえ、とくに東部国境地域では依然として対ボーランド紛争が絶えないため、非正規の住民武闘組織が国防軍によつて「闇の国防軍」(Schwarze Reichswehr)として温存された場合が少なくなく、しかも、この情況は、「突撃隊」の非公式な認知と勢力拡大とのため、ナチスによつて最大限利用される (Hagen Schulze, Weimar, Siedler Verlag, 1982, S.116f.)。

ワイマル末期になつて、ナチスがライヒならびに各州の議会の内外で驚異的擡頭を遂げるようになると、社会民主党も「鋼鉄戦線」や「防衛隊」を作つて「突撃隊」や「赤色戦線」——共産党もナチスの勢いには及ぶべくもないうが得票数を急伸させる——に対抗するようになるが、相対的に平和主義的色彩のつよい社会民主党政系のこれらの組織でも、すくなくともピストルや小銃、機関銃で武装していたといわれるし (ハインツ・ヘルネ『ヒトラー 独裁への道』前掲一四ページ以下)、ヘルマン・ゲーリング率いるナチスの「突撃隊ミュンヘン連隊」にいたつては、「砲兵中隊、騎兵小隊、歩兵部隊という国防軍並の編成をもつ武闘組織」だったという (同一一四七ページ)。

それに、これらの準軍事組織ないし私兵集団は、いざという時には、軍・警察の武器庫を襲うことによつて、いつも重武装することが可能であった。こうした状態がいかに危険に満ちたものであるかは、現在世界の各地に頻発する地域紛争、そこでのゲリラ集団間の抗争を見聞しているわれわれには、まさまさと想い浮かべる」とができるよう。

が、それはともかく、ワイマル末期になつてナチス「突撃隊」の蛮行が目に余るようになり、また「突撃隊」と

「赤色戦線」との衝突が文字どおり内戦状態の様相を呈するようになると、当然、「突撃隊」禁止と内戦の鎮圧とが各方面から要請されるようになる。しかし、一九三二年秋から冬にかけての決定的な時期に（ヒトラーの首相就任は翌一月二二〇日）、国防軍は「突撃隊」と「赤色戦線」とを敵に回してもとでも太刀打ちできないという理由で、「突撃隊」禁止は見送られてしまう（Huber, DVfG7, S.1156f. Schulze, a.a.O., S.390f.）。

その見送りを決定した国防軍最高指導者のクルト・フォン・シュライヒャー（当時パーペン内閣の国防相）や共和国元首ヒンデンブルク大統領の困惑と責任とがいかなるものであれ（先引のフーバーやシユルツエはそれにたいしてかなり手厳しい評価を下している）、しかし、かれらが「太刀打ちできない」と判断した根拠もそれなりにはあつたわけで、当時「突撃隊」の「兵力」が七〇万近くに達（Huber, DVfG6, S.291）、共産党の「赤色戦線」が自称一五万に達していた（ebd, S.265）といわれるから、これら八〇万から九〇万、場合によつては一〇〇万近くの「兵力」を——場合によつては「鉄兜団」や統制に服さない社会民主党系の「防衛隊」もゲームに加わつてくる可能性がある——、わずか一〇万の国防軍ではとても鎮圧できないというのが、シュライヒャーが部下に作成させた内戦鎮圧のための「机上作戦計画」の結論であった（Huber, DVfG7, S.1156f. Schulze, a.a.O., S.390f.）。

ここから、一国の防衛と治安維持とを、たゞ部分的であるにせよ、民兵やゲリラ組織に依存する」とがいかに危険なことか、軍紀正しい正規軍の存在が——だからウェーバーのいう「正統な物理的暴力行使」の「国家独占」が——いかに重要なもののか、しかも、その正規軍が規模、質ともにその国の大さと人口、国民の活力に見合つたものであることがいかに必要であるかが、手に取るよう窺えようというものである。

ヴエルサイユ条約を有無を言わせずにドイツに呑み込ませた連合国側は、ドイツ国防軍の兵力を一〇万に制限したことによつて、ワイメル共和国の治安を当初からはなはだ不安定なものとし、あげくのはてはナチスの政権奪取

の実力的基礎を培わせる決定的な一因を作り出したことになる。

「戦勝国側はドイツを軍事的に二度と立ちあがれないようにしてやろうと考えて、そんな制限を課したのだが——「ワイマル連合」の第一党たるドイツ社会民主党も、その不毛な「反軍国主義的」「平和主義的」観点から、その制限をむしろ是認していたふしがある——、国際的な平和を何とか維持するためには、かつてメッテルニヒのウイン体制がそうであつたように、よく考え抜かれたバランス・オブ・パワーの観点が肝要だという、何世紀らいの国際政治の知恵が忘れられた結果、ナチスの政権奪取、第二次大戦の勃発という思わざる結果を招いてしまったのである。

四 「自然法的公理主義」批判

それではウェーバーは、国内政治の領域では、どんな基本的アプローチの方法を探つたのだろうか。たとえばかれは、後に見るように、ドイツの国家形態として「議会制的君主制」を望ましいと考えているのだが、そうしたかれの選択を導く主導的觀点は何だったのだろうか。

さて、この問題を検討するにあたつても指針とすべきものは、やはり「国民の利益と課題」とは「一切の感情」、「政治形態の如何に関する一切の問題」に優先するという、「ドイツ将来の国家形態」におけるかれの立場の闡明である。

この立場は、なんらかの国家形態を、それが例えほど「民主的」なものであつたとしても、ドイツにとつ

て「自然法的」に与えられたものとして受容するような態度を、方法的に拒否するものである。

たとえば、第二次大戦後の「日本国憲法」は、その「前文」において「國民主權」の原理を「人類普遍の原理」と見なしてこれに「基く」ことを闡明し、「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と謳っているが（一九四九年五月一三日公布の「ドイツ連邦共和国基本法」の「前文」には、必ずしもそうした原理の表明は見られない）、こうした見解はウェーバーの観点とは認識論的に相容れない。「日本国憲法」は民主主義の「自然法的」正統化の原理に立脚しているが、後述するように、ウェーバーは、ドイツの第一次大戦敗北、革命によって「帝制」が崩壊し、「歴史的正統性」が失われ、もはやそれが全く使い物にならなくなってしまった時点を除いて（「ドイツ将来の國家形態」。MWG I/16, S.103. 『政治論集』四九八ページ）、「自然法的」正統化の原理をみずからるものとして採用することを拒否したからである。

そこでまず、ウェーバーの（近代）「自然法」にたいする態度を、当面必要なかぎりにおいて簡単に見ておく」ととしよ。

ウェーバーは、『経済と社会』の中のいわゆる「法社会学」において、「自然法」を一般的につぎのように定義している。

「自然法」は、あらゆる実定法から独立した、あらゆる実定法に優越して妥当する、諸規範の總体である。」

「これらは自然法的諸規範は、その権威を人為的な法定立から受け取るのではなく、逆に人為的法定立に先行して、その拘束力を正統化するものである。換言すれば、自然法的諸規範は、正統な立法者の法制定行為にもとづくがゆえに正統なのではなく、それ自身の純内在的な性質に即して正統なのである。」（WuG, 5. Aufl., S.497. 世良訳『法社会学』四八六ページ）

それではこの、あらゆる「実定法」を正統化する根源的な正統性を「自然法」に賦与するところの、「それ自身の純内在的な性質」(rein immanente Qualität) とは、一体なんであろうか。

それは、「近代自然法」の場合、「自然」と「理性」とにはかならない（こゝ）では問題を錯綜させないため、近代自然法以外の自然法は一切考察の対象外とする）。

ウェーバーは述べている。

「自然法的に見て何が正統であるかを判断する実質的な基準は、『自然』と『理性』とである。こゝの両者は……相互に一致すると見なされる。人間『理性』による認識は『事物の自然』……と一致すると見なされる。妥当すべきもの (das Geltensollende) が、平均的には現実に到るところに存在するものと (mit dem faktisch im Durchschnitt überall Seiende) 一致するものと、見なされるのである。」(Ebd., S.498f. 同上四九〇ページ)

「法的ないし倫理的諸概念の論理的加工によって得られた諸規範は、『自然法則』と同じ意味で普遍的拘束力を有する諸規則であって、それは『神ですらこれを変更する』ことができず』、だからまた、いかなる法秩序も、これにたいして反抗する」との許されないものなのである。」(Ebd. S.499. 同上)

周知のように、こうした「自然」と「理性」とくの、そして両者の同一性への手放しの信頼は、近代の「啓蒙的合理主義」の所産であった。だからウェーバーも述べてゐる。「自然法的公理」(das naturrechtliche Axiom) を前提とした法理構成は——たとえば「革命の子」としての「フランス民法典」がそうだが——「ふまやようやく、ベンサム的理念にしたがつて、一切の歴史的『偏見』から自由な法律が純粹合理的に作られるようになつたのだ」とする「主権者意識の表現」であった、と (ebd., S.496. 同上四八一ページ)。

だが、いくら「自然」と「理性」とが「一致する」と見なされたとしても、「妥当すべきもの」と「存在するもの」

との違いは残る。だから「自然法」論者によつて両者が一致すると立言される場合にも、その「存在するもの」には「平均的に」存在するものという限定詞がおのずから付けられるをえない。それゆえ「理性」は、「自然法的公理」にもとづく法理構成においては、あくまでも本来「要請」にとどまるのである。「法命題の内容を規定する一定の諸公理は、」¹³では客観的な法規則の形式を取らずに要請の宣言という形を取つて(*in postulatartige Spruchformen*)打ち出されており、法が真に正統化されるのは、法がこれらの諸要請(jenen Postulaten)に反しない限りでのみだ」と主張されるのである。(Ebd. 同上四八三ページ)

さて、こうした「自然法的公理主義」(die naturrechtliche Axiomatik)——「自然法的公理」を大前提に法理構成を行なう法の考え方——が、ウェーバーの一般的な認識論的立場である「脱魔術化」論の帰結と相容れないことは、明らかだろう。かれの「脱魔術化」論は啓蒙主義的合理主義をも含めた近代のインテレクチュアリズムの固有の限界を剔抉したものであり、その結論は、「究極の意味」や「価値」、「世界觀」、「要請」の問題は、人間の知性によつて客観的にその正当性ないし妥当性を証明することができない、といふものであった(拙著『知と意味の位相』——ウェーバー思想世界への序論第一章・第五章参照)。いま、右の「法社会学」の中に出できた「要請」について関説すれば、カントの「実践理性の要請」としての「神の存在」といった言葉の使い方を見ても分かるように、「要請」とはそれ自体は論証不可能な「超越的」なものである。だからまたそれは、カントも明確に意識していたように、「信仰」に属する事柄なのである(周知のように、かれの『純粹理性批判』の課題は「信仰にその所を得させるために理性に限界を設ける」ことであった。前掲拙著第二章・第三章参照)。ウェーバーが右の文章で「自然法的諸公理」が「要請の宣言」という形を取つて打ち出されていると言ふ場合、その「要請」という言葉がこのカント的な意味で使われていることはいうまでもない。

ここではこの問題にこれ以上立ち入ることはできないが、ウェーバーのこの「脱魔術化」論の帰結を多少とも明瞭に想い浮かべるためにには、さしあたって「客觀性」論文の有名な命題を想起すればよいだろう。それは以下の三つであった。①「われわれはこの世界の出来事をどれだけ隠なく究明したとしても、それに照らしてその出来事の意味を解くことができない。」②「およそ世界觀というものは、進歩を遂げる経験的知識の産物では決してありえない。」③「それゆえ、われわれがどれほど高遠な理想をいただき、その正しさを信じて疑わないとても、われわれにとつてその理想が尊いように、他人にとつてはまた別の理想が尊いのであるから、その理想は他の様々な理想との戦いをつうじてのみ実現されるのである。」(社会科学および社会政策の認識の「客觀性」)一九〇四年。WL, 3.Aufl., S.154。

青木書店版『現代社会学体系』五「ウェーバー ウェーバー社会学論集』一二ページ)

それゆえ、たとえば「自然法的」信念に立脚する民主主義が特定の個人・集団・国民にとつてどれほど「尊い理想」であつたとしても、それを「人類普遍の原理」などとして他の個人・集団・国民に押し付けることはできない。大体、その「自然法的公理主義」の前提する「ベンサム的理念」つまり、人は「あらゆる歴史的『偏見』から解放された法律を純粹合理的に作成しうるのだ」とする確信そのものが、人間知性に内在する固有の限界をわきまえないと遙かに見解なのである(といふことを、ウェーバー自身も「偏見」という言葉にわざわざ引用符を付けることによつて示唆している)。

その点は、一七世紀初頭のイギリスで「権利の請願」の提出(一六二八年)に大きな役割を果たしたエドワード・クラック(一五五二—一六三四)のつとに警告するところであつた。かれは「だれも」——個人であれ、ある特定の時代の全個人であれ——「自分が法よりも賢いと考えてはならぬ」と述べた。この場合の「法」はむろんイギリスの「コモンロー」を指す。「コモンロー」は、何百年間のイギリスの歴史の中で無数のすぐれた知性を瀟洒に、何世代

もの人間の無数の経験によって検証されて、おのずと結晶してきた「現実化された理性」であって、それは、どれほどすぐれた知性の持ち主ないし持ち主たちであつたとしても、個人はもとより、特定の世代の全個人よりも「はるかに賢い」のだ、とクックは言うのである（マルティン・クリーレ『平和・自由・正義——國家学入門』御茶の水書房、一九八九年、初宿正典ほか訳、二二二ページ）。

のちにエドマンド・バークも、この精神にそつて、フランス革命時代の「啓蒙主義的公理主義」や「自然法的合公理主義」の專制を批判して、それらに「伝統」を対置したのである（たとえば中央公論社版『世界の名著³⁴ バーク、マルサス』、バーク「フランス革命についての省察」、九〇ページ以下、一一〇ページ以下を参照。なおバークの「保守主義」については、西部邁『思想の英雄たち』文藝春秋社、一九九六年、二三二ページ以下のバーク論が簡にして要を得た説明を行なつてゐる）。

ウェーバーもまた「法社会学」の後段で「自然法的公理主義」にたいして、かれらとはまた違つた觀点からではあるが、結論的には同様のスタンスをとつてゐる。かれは、以下に見るようく、かれの生きた一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて「自然法的公理主義」の崩壊が進行した理由を、法学というディスツィプリン内部の固有の事情のほかに、一般的には「脱魔術化」という近代知性の自己發展の論理的帰結に求めたうえ、たかだか百年か二百年の間の人間理性の考へ出した諸公理は、それがそのものとしてどれほど精妙な悟性の抽象作用の結果であるにせよ、所詮は「歴史」や「伝統」に太刀打ちできない、としているのである。ウェーバーがフライブルク大学教授就任講演で「われわれドイツ歴史学派の門弟」と自称したのは、ゆえなきことではな（MWG I/4, 2.Halbb., S.502.『政治論集』五三三ページ）。

「自然法的公理主義は今日大きく信用を失つてしまつた。」「それは——」（）では触れる必要のない他の様々な事情にもとづくほかに——「そもそもあらゆる超法律学的諸公理一般が、一つには、法学的公理主義そのものの發展

の論理的帰結として、また一つには、一般に現代の主知主義が突きつける懷疑的な批判に耐えきれずに、崩壊と相対化との一途をたどった結果でもあつた」(Wug, 5. Aufl., S.502, 『法社会学』五〇一ページ)。」)にいう「現代の主知主義が突きつける懷疑的な批判」というのは、ウェーバーの「脱魔術化」論の帰結を承知しているわれわれにはすでに明らかのように、「知」によつて「意味」、「価値」、「要請」——「超法律学的」諸公理といふのは「要請」である——を学問内在的に根拠づけることはできない、といつ「批判」である。

れて「ふずれにしても」——とウェーバーはつづけている——「自然法的諸公理は、法の基礎を支えるだけの力を失つた。およそ法規範の淵源を、一方では「たとえばシナイ山上のモーセが受けたとされるような」歴史上実際に生起した宗教的啓示 (die positive religiöse Offenbartheit) に求める確固不拔の信仰 (die handfeste Glaube)、他方では太古からの伝統の神聖不可侵性に求める牢固たる信仰 (die handfeste Glaube)、いわした具象的で鞏固な信仰 (die handfeste Glaube) ふくらべるなら、[理性の] 抽象「能力」によつて得られた諸規範は、ぶれほとんび説得力のあらゐるやう、法の基礎を支える機能を果たすためには、その出来があまりにも纖弱すゑるのである (zu subtil geartet)。」(Ebd. 同上五〇一ページ以下。〔〕内は引用者)

以上のような次第で、ウェーバーの「国家理性」の觀点は、なんらかの特定の国家形態を「自然法的」に基礎づける「自然法的公理主義」の立場とは相容れない。かれは、いづれ稿を改めて詳論するようじ、実際には若い時から一貫して「国民的民主制」論者であつたが(たとえば一八九六年の発言「国民的=社会的な政党の結成によせて」を見よ。GPS,3.Aufl.,S.28, 『政治論集』六六ページ)、しかし、「自然法的公理主義」の立場の採用は、意識的方法的にこれを拒否した。

この点では、ウェーバーの友人であつたゲオルク・イエリネクも同様であつた。かれもまた、有名な『一般國家

書』における「国権」(Verfassung)が「何らかの抽象的な立憲主義的自然法理念」に従つて(nach irgendwelchen abstrakten konstitutionellen Naturrechtsideen)決定され解釈されるのではなく、その国自身の「国内的、歴史的な発展」

に従つて(nach ihrer inneren historischen Entwicklung)決定され解釈されるべきだとしているのである(Georg Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3.Aufl., Darmstadt 1960, S.531. 邦訳学陽書房版『一般國家學』四一六ページ)。

それではウェーバーは、内政問題、とりわけドイツの国家形態を考えるにあたって、どんな接近方法を採つたのであるうか。それは、結論から先に述べ、さしあたり一種の「政治的機能主義」の立場とみてよぶだろう。

五 政治的機能主義

ウェーバーは、一九一七年七月一六日に、ハンス・エーレンベルク宛ててつわのようくに書いた。「国家形態など、わたしにとつてはどちりでもよ」とです。・・・国家形態は、わたしに言わせれば、他のあらゆる機械と同様に技術なのです。わたしは君主が政治家であるか、あるいは政治家に成る見込みがあれば、まつたく同じようにして、議会に反対し、君主の側に立つて闘うのですが。[H.A.] (GRS, 1.Aufl, S.469f. 『政治論集』六四一ページ。この手紙の日付はマリアンネ夫人の編集した)の『政治論集』初版の原文および邦訳では共に一九一七年四月一六日となつてゐるが、W.Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920, S.422, Ann.20. 邦訳未来社版『マックス・ウェーバーとドイツ政治 一八九〇—一九一〇年』四七二一一ページの考證にしたがつて、上記のようになつた。)

つまり、ウェーバーは国家形態の問題などと述べてゐるのだが、これは、か

れがたとえば「國家形態」の問題にたいして「政治的機能主義」の立場に立つことをみずから表明したものにはならない。その点は、かれが一九一七／一九一八年に『ロゴス』誌に発表したいわゆる *Wertfreiheit* 論文では、さらに明確に表明されている。「たとえば国家の権力的利害を究極目標と考える人がいた場合——ウェーバーがまさにそうである「引用者」——、かれはその目標を追求するにあたって、情況しだいで、ある時には、たとえば絶対主義的な国家体制を（相対的に）より適合的な手段と見なすだらうし、またある時には、急進・民主主義的な国家体制をそう考えるにちがいない。そして、かれが手段としての目的遂行装置の評価をそのように変えたからといって、その変化をかれの『究極の』立場の変更と見なすのは、ばかばかしいの一語につけよう。」(WL, 3. Aufl., S.512. 河出書房新社版『世界の大思想 I ウェーバー 社会科学論集』三三一五ページ)

にもかかわらずヴォルフガング・モムゼンは、このウェーバーの政治的機能主義の中にかれの政治思想ないし政治論の限界を見る。

かれのウェーバー研究を支える全「問題関心」は、第一節にも触れたことだが、「現代ドイツ史上的一大破局」とりわけ国民社会主義の興隆とその支配とに批判的に対決すること、そして強力で安定したドイツ民主主義の精神的・道徳的基礎を確立すること」にあり (Mommsen, a.a.O., S.XI. 前掲邦訳一九ページ)、その観点から「ナチスの前史」をなす「最近のドイツ」、ならびにその「一部をなす」かぎりでのウェーバーの事蹟を、「批判的に審判すること」にある（前掲邦訳「日本語版へのまえがき」、同・iページ）。

ここからも窺えるように、モムゼンは、ドイツ国民がナチスの政権奪取を許したのは、そもそもドイツ国民の間に「自然法的民主主義」がしつかり定着していなかつたからであり（「強力で安定した民主主義の精神的・道徳的基礎」とは要するに民主主義の「自然法的根拠づけ」ということにほかならない）、その点で民主主義をともすれば機

能主義的に捉える傾向のあつたドイツの知識人、とりわけ「民主主義の純粹に機能主義的解釈」を徹底させ、民主主義への「価値合理的」コミットメントを拒否したウェーバーの精神史的責任は大きい（ebd. S.XII und S.422. 前掲邦訳I一〇ページ、同II七〇六ページ）、と考えているのである。こうした「批判的審判」への「道徳的課題」意識（前記「日本語版へのまえがき」参照）が、かれの一連のウェーバー研究（というよりも批判）のライトモチーフをなす。

だが筆者の見るところでは、こうした「道徳的課題」意識は不毛であり——「政治」に安易に「道徳」を持ち込むな、というのが『職業としての政治』におけるウェーバーの結論であつた——、ウェーバー研究のみならずナチズム研究に当初からイデオロギー的バイアスを与えるものである。およそ「自然法的民主主義」ないし民主主義の「自然法的」根拠づけが一種の国民的意識の形態をとるにいたつたのは、これまた稿を改めて論ずるよう、「歴史的地政学的にいって、実は「歴史」を欠くアメリカ合衆国においてのみである。それゆえモムゼンのように、ドイツ人がナチスの擡頭を許したのは、かれらの間に「自然法的民主主義」が未定着だつたからだというのは、要するにドイツ人はアーメリカ人ではなく、たからヒトラーに権力を奪われたのだと言うに等しい。こんなアプローチの仕方をしていたのでは、ザハリビナナチズム研究は一步も進まないだろう。大体、ワイマル共和国は、その「民主主義」に「自然法的」根拠づけを欠こうと欠くまいと、先にも見たように（第三節末尾）、「物理的暴力行使の国家独占」を欠くことによって、そもそものはじめから「國家」の体をなしてはいなかつたのである。

さて、モムゼンのことはともかく、いずれにしてもウェーバーは政治的機能主義の立場を採つた。だが、いうまでもなくそれは、何らかの特定のイデオロギーや主義主張にとらわれることなく、「国民の利益と課題」とを所与の条件のもとで最適に追求し最適に解決するためである。本章の第一節初めに紹介した「ドイツ将来の国家形態」（一九一八年一月／二月）のあの言葉は、まさにこの関連で語られていたものであった。「国民の利益と課題とは、わ

れわれのあらゆる感情に一切優先する。同様にまたそれはおよそ政治形態に関するあらゆる問題に一切優先する。だが、どんな政治形態を作り上げるかの問題も、われわれにとってはさしあたり純客観的な国家技術の問題であつて、感情の問題ではない。」(MWG I/16, S.99f. 『政治論集』四九五ページ)

「あらゆる感情」(alle Gefühlen)とか「感情の問題」(eine Gefühlsangelegenheit)とか言われる場合の「感情」には、たんなる *Fühlen* や *Empfindung* だけではなく、*gefühlsmäßig* な *Meinung*、だからわざわざ「主義主張」も含まれているだろ。(vgl. Duden's Das grosse Wörterbuch der deutschen Sprache in 6 Bänden, Bd. 3, S.965)。

一九一七年九月に書かれた「ドイツの宰相危機の教訓」によればある。「國家構造は、もっぱら國民が当面している客観的な世界政策的および文化政策的課題に合わせて作られなければならない。」(MWG I/15, S.303. 『政治論集』二二九ページ)

そうした観点からすると、「政治的機能主義」といっても、國家構造や國家形態、政治形態を決めるにあたつて、選択肢はそういうものもあるわけではない。いや、「政治的機能主義」なるものが「国民的」課題解決のための最適解を見いだすためにこそ要請されるものである以上、それがたんなる「情況主義」に流れたり、非合理な「決断主義」に跳躍したりするわけがない(モムゼンは一般にウェーバーの生にたいする態度を「決断主義的責任倫理」の立場と特徴づけているが、私見によれば、ウェーバーは「責任倫理」の立場に立つて「決断」もするが、断じて決断「主義的」などではない。)。点については前掲拙著第六章第四節参照)。むしろ逆に「最適解」を見いだすための「政治的機能主義」なればこそ、「選択」は冷静かつ厳格になされねばならないのである。ウェーバーも「新秩序ドイツの議会と政府」(一九一八年五月)でつきのように述べている。

「本論文は国家意思形成の技術を扱う。」の単純な問題については、その形態にそう幾通りも多くの選択肢がある

わけでなく、わが国が大衆国家である以上は、ある限られた数の選択肢しかない。実際的な物の考え方をする政治家にとつては、この限られた数の形式のうち、どれが自國のために合目的かというザハリビな問い合わせがあるだけであつて、これは、その時々の国民の政治的課題の如何に応じて答えられねばならない問題である。」(MWG I/15, S.434f.『政治論集』二三六ページ)

それでは、ウェーバーはどんな選択をしたのか。一九一七年九月の「ドイツの宰相危機の教訓」はいう。「われわれは、おそらくなお長期にわたる防衛戦争を覚悟せねばならなくなつたこの時にあたり、国民の統一を維持するための不可欠の手段として、人がドイツの政治制度の『民主化』と呼ぶところのものを要求する。だが、同時にわれわれは、政治指導における統一性を保障するものとして、また過去における対ドイツ同盟の形成に一役買つたあの失敗を二度と繰り返さぬための保障として、議会主義化を要求する。」(Ebd. S.302. 同上二二八ページ)つまり、ウェーバーは戦勝と戦後ドイツの再建とを——かれは「平和がもたらす厳しい春」を予想していた(「ドイツにおける選挙法と民主主義」一九一七年二月。Ebd., S.351. 同上二二六七ページ)——可能にする国家形態として「議会制的民主制」を要求したのであつた(かれがこの「民主化」と「議会主義化」とをなぜ必要と考え、その内容をどう考えたかに関する立ち入った検討は、別稿で行なう予定である)。もちろん、事態が敗戦へと暗転したあとでも、その点は変わらない。

しかも、かれの場合、その民主主義は「社会的民主主義」(die soziale Demokratie)をも包摂するものであつた。以下の二つの文章はそれを示している(なお、)の「社会的民主主義」は社会「的」民主主義であつて、「社会民主主義」(die Sozialdemokratie)ではない。後者は当時の理解では「社会主義」を意味するが、ウェーバーはこれを拒否した)。

「われわれは・・・さらに労働者が労働条件の集団的協定に対等の権利をもつて参加することに賛成する。だから

また、この目的の達成のために、参加を目指す統制の取れた闘争の中で労働者組織が強化されることを肯定する。われわれは、仲間意識と、これを土台に伸び育つ階級的名譽觀とを、それ自体一個の文化価値だと考える。」（一九一二年一月一五日のいわゆる「社会政策回状」。『政治論集』一—五ページ）

「いやしくも国民皆兵の軍隊に名譽、心を植えつけ、かれらを同志愛の精神で教育しようと考へる国家が片時も忘れてならないことは、およそ平時においても、労働者たちの日常的な経済闘争で發揮される名譽と同志愛との感情こそが大衆教育の唯一決定的な倫理的諸力の源泉になるということであり、したがつてまたわれわれは労働者たちの精神に自由な活動の余地を与えねばならぬということである。そして、ほかならぬこのことこそが、純政治的観点からするなら、好むと好まざるとにかかわらず、この先も長く続くと予想される資本主義の時代にあって、『社会的民主主義』なるものが持つ意味なのである。」（MWG I/15, S.448. 同上三四八ページ）

にもかかわらずウェーバーは、「國家理性」とそれが要請する「政治的機能主義」との観点からして、ドイツの国家形態として「君主制」を支持した。ただしけれの場合には、その「君主制」はいうまでもなく「議会制的君主制」である。

「ドイツ将来の国家形態」では、「国民の利益と課題」とが他の一切の考慮に優先するというこれまでしばしば引用した箇所にすぐ引きづいて、まさにその観点からするなら、としてつぎのように述べられる。「われわれの多くの者、だからまたこの小論の筆者にとって、しつかりした議会制的君主制は、技術的に見て最も適応能力があり、その意味で最も強力な国家形態であつたし、いまでもそうである。われわれの求める断固とした社会的民主化は、これによつてまったく損なわれることがないし、また妨害されるわけでもない。」（MWG I/16, S.99f. 同上四九五ページ以

下）

ウェーバーがここで「であつたし、いまでもそうである」と述べているのは、この時点ではすでに帝制が崩壊して、かれがドイツ将来の国家形態としては「共和制」を選択せざるをえなくなつてゐるからである。実際かれはこの論文では「共和制」を前提した敗戦ドイツの国家再建策を提言しているのだが、しかし、もしこの期に及んでもなお「選択」が許されるとすれば、いまでも自分は文句なく「議会制的君主制」を選択する、なぜなら、それはドイツにとって最適の国家形態だと信ずるからである——と、このようにウェーバーは述べているわけである。だが、なぜそうなのであろうか。その点を理解するためには、歴史と伝統、ドイツの置かれた地政学的条件を考慮に入れなければならない。「であつたし、いまでもそうである」というウェーバーの立言は、まさにそのことを要請している。稿を改めてその問題を考察することとしよう。